

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則 教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正 ..... 経 営 チ ー ム 1 頁

### お 知 ら せ

平成15年11月21日付け三重県公報第1525号により「教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示」が次のように告示されました。

三重県告示第672号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成15年11月21日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。

別表第37号の項（C）の欄を次のように改める。

市町村又は一部事務組合が学校に派遣する運動部活動外部指導者の活用及び研修に要する経費

別表第37号の項（E）の欄を次のように改める。

市町村又は一部事務組合

別表に次のように加える。

40	学力フォローアップ市町村支援事業補助金	児童生徒の学力の定着状況を学力調査(検査)などで把握・分析を行い、その結果を指導に生かして、基礎・基本の学力の定着及び向上を図る。	学力調査(検査)の実施及び分析に要する経費、並びにその結果を基に市町村や学校が実施する研修会等の事業に要する経費	教育長が別に定める。	市町村
41	トップクラブチーム活動支援事業補助金	全国レベルの競技力を有する県内クラブチームを支援し、総合型地域スポーツクラブの設立をめざし、地域スポーツの活性化を図る。	クラブチームが次の事業を行うのに要する経費 (1)スポーツ教室の開催 (2)スポーツ体験イベントの開催 (3)研修会の開催 (4)大会への参加	教育長が別に定める。	スポーツクラブチーム

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成15年度分の補助金等から適用する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社